

一つは、小規模でもそれに対して夜間の人員配置とか、そういうものがきちんとできる体制がとれば、それも一番望ましいわけですが、実際問題として、四、五人規模のグループホーム、ケアホームに夜間の体制を組むということはまず困難であるということから、実際に夜間も常時職員が常駐するような体制をとるためには、二、三十人規模のレベルのものもあってもいいのではないかという、いろいろなタイプの、私はそういうグループホームなりケアホームなり他の施設なりというものがあって、順次移行できていくということが望ましいということを出しております。

それから、障害程度区分については、やはりこれは本来は介護保険のタイムスタディーによって行われたということで、なかなか精神には反映しないということは、これはもう歴然としています。

そういう面で、生活障害であるとか能力障害、それからケアの程度等々のものをある程度軸とした判定方法というものを我々も今検討中でございますし、そこに実際に当事者にかかわっている精神保健福祉士、介護職員等の判断をそこへ盛り込めるような形というものを考えたいというふうに思っております。

以上です。

○潮谷部会長

どうぞ次々に、高野様、川崎様、大塚様、それぞれお願いいたします。

○高野全国精神障害者社会復帰施設協会会長

まず、ご指摘の事務量というものについてですけども、日々の個別記録、またそれに伴うサービス利用計画等の見直しとか、また毎月の報酬単価に伴う請求事務、それ以外に決算、予算に関する事務、またそれ以外の家族とか外部との連絡調整等に伴う事務、様々な事務を指して、この場合は事務量を事務というふうな表現をさせてもらっております。

そういうものが、私が言っているのは、現行の支援法と精神保健福祉法の中における精神障害者社会復帰施設の中での職員の配置基準というものが異なっているんだと。精神保健福祉法の中にある精神障害者社会復帰施設の授産施設とか援護寮等には、事務職員の配置というものも認められていました。ですので、やはりその辺の部分を指しているものというふうにご理解いただきたいと思えます。

また次に、通所されないときや入所中の利用者の対応としてということの部分ですけども、要するに、現行では、通所されてきて、仮に何時に来ても構わないわけですけども、来たということが証明されないと報酬単価に反映されないということなんです。

でも、我々としては、通わせるということの問題よりも、なぜ来ないのか、なぜ通ってこれないのかという問題に対して対応するということから、我々は出かけていったりとか、また関係機関とそのことについての対応策を練ったりするわけです。そういう部分もやはり生活支援の中の一部として位置づけていただきたいというふうな考え方であるというこ

とです。

病識の問題ですけども、確かに広田先生のおっしゃる部分は正しい部分もあるというふうに思います。また、一概にそうではないという部分もあるということです。

私たちは、精神障害者の社会復帰施設として事業者団体であるという一方の当事者の立場を持っています。

ただ、当事者というのは、事業者団体であるという部分において、今日の立場としてはその当事者の部分があつての部分というのは薄めさせて実は発言させてもらっております。

要するに、事業者の経営基盤を確保するというふうな立場のみにおいて、主にまとめさせてもらったというふうにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○潮谷部会長

もう一点、5ページのところの精神科通院にかかわつての広田さんからのご意見がございましたが、ここはいかがでしょうか。

○高野全国精神障害者社会復帰施設協会会長

医療中断の部分でしょうか。

○潮谷部会長

はい、そうです。

○高野全国精神障害者社会復帰施設協会会長

医療中断を引き起こしやすいという中で、現在はどうかは私はよく分かりませんが、十分なインフォームド・コンセントがなされていないという中で、病識というものが問題になる方もいらっしゃいます。

また、インフォームド・コンセントもきちんと行われている中で、何度か確認してもやはり自分の診断名さえ不確かな方もいらっしゃる。そういうふうな中で、非常に医療中断が多いという現状、これが要するに単純に例えばお金の問題であるとか、いろいろな問題が重層的に重なって医療中断が起こっているんだというふうにご考えておまして、単純に病識だけがないというだけで医療中断が行っているというふうには私どもは認識しておりません。

ただ、表現として、どのような表現があるかという中で、このような表現をさせてもらったというふうにご理解をお願いしたいと思います。

○潮谷部会長

川崎さまに移りたいんですが、その前に、高野さまのただいまのお話の中で、先ほど広

田委員は、この医療中断を引き起こしやすいというこのフレーズの前段からの、できればこういう表現というのはしないでほしいというようなご要望もあっておりますけれども、その点について何かコメントございますか。

○高野全国精神障害者社会復帰施設協会会長

ご指摘を受けて、もっと適切な表現にされるべきであったなというふうに考えておりますので、そういうふうに今後もしていきたいと思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

それでは、川崎さま、お願いいたします。

○川崎全国精神保健福祉会連合会理事長

今の入院をしないということに対して、家族というような家族サイドでの考え方じゃないかということで、ちょっと説明を足します。

実は、これは当事者が、お母さん、お父さん、そんなにお金がかかるんだったらいいよというような、そういう精神の人がとても優しいといえますか、そういう気持ちが私は出ていることもあるのではないかと思います。

それと、当事者不在ですけども、私はちょっとこの文面からそうとられたことは大変に申しわけないと思っていますけれども、実は生活支援センターなどをやっております、やはりピアサポート、それがかなりこのところ充実されているかなと思います。ピアカウンセリングとかピアホームヘルパーさんがかなり出ておりまして、そういう方をこれからも活躍していただきながら、本当にピアサポートで支えていけるような、そういう形にはしていきたいと思っています。

以上です。

○潮谷部会長

大塚さま、お願いいたします。

○大塚日本精神保健福祉士協会理事長

いつも広田さんには厳しいご指摘をいただいておりますこともあって、10年たってその程度かと言われるような実態があることも十分認識をして反省をしているがために、先ほどちょっと張り切り過ぎまして、やや陳情に聞こえた向きもあるかもしれませんが、ご容赦ください。

就労支援のところでもいただいたご意見でしたが、専門職の配置もいいけれども、就労体験を持っている当事者のほうが適切なんじゃないかというお話でしたが、それは本当にそ

ういうことで活躍できる場がどんどんつくられるといいなというふうに思っています。

私ども、やはり一番最初に当事者参画の話を載せさせていただいたのは、本当に心からそう思っている次第で、でも一方で広田さんがおっしゃるように、今まだ当事者不在という当事者の顔が本当に見えないわけで、広田さんのような方がもっとたくさん本当に各都道府県に満遍なくいらっしゃるとい状況が欲しいわけです。

残念ながら、自立支援法だと個別の給付のサービスが大変多く規定されていて、そこに当てはめるようなサービス提供になってしまうと、やはり皆さんが集って、そこでエンパワーメントされて、力をつけていって、私どもに叱咤激励をいただくというような機会が今ないわけですから、そういう意味でも、そこを最初でぜひ規定として盛り込んでいただいて、私たちにそういう学ぶ場を提供していただきたいということをぜひともこの自立支援法の中に入れていただきたいというふうをお願いした次第です。

○潮谷部会長

広田委員、それぞれにご発言いただいたんですが、よろしゅうございますか。

○広田委員

私は、昼間はボーッとしている人間で、学力もないから先生と言われるほどのことではないんですけど、率直に、国民に向かって、精神障害者に正しい理解と言っている方たちがお出になった。大塚さんが、広田さんみたいな人が都道府県に1人ずついればいいと言ったけど、そんなにいたら大変になっちゃう、うるさくて。私1人だったたかかっているわけです。

そういう精神障害者同士の仲を裂くのも関係者だし、精神障害者同士に足を引っ張り合わせるのも関係者なわけです。高野さんは率直でしたね。私たちは自分たちのあれを言いに来ましたと言っているんだけど、やはりこういう文章を出すときには、本当に自覚されて活字化されないと。

この文章を私がフィットネスクラブなどに持っていったら、病気であることを本人が自覚しない人が精神科の患者なんだ、これでもう啓発は終わっちゃうんです。ここで、ましてや自立支援法のさらなる充実に、これは全然関係ないから不思議な話だなと思ってお聞きしたんです。

川崎さんのその重度のところのお話があったけど、とにかく自立支援法ができたから、3障害なんだから、ほかの障害に乗り遅れたら損だみたいな考え方が精神の世界にあって、そうじゃなくて、国の借金はまだ833兆円から846兆円に増えているんですよ、この前私が委員会に出たときから。

増えている中で、OECDの比較をよくしているんだけど、私この間どこから送られてきたのを見ると、税の比率でいっても日本はOECDの中で低いんですね。求めるものはスウェーデンのように高医療、高福祉、払っているものは低負担だから中負担ということですが、

そういうことを私は考えながら発言しているんですね。だから、ちょっときつい言い方になりましたけど、お答えに私が了解したということじゃなくて、4団体のお答えを伺いました。

○潮谷部会長

それぞれのお立場の中からお答えをちょうだいいたしまして、さらに論点としてこれは整理をいたしますので、委員の皆様方は、ただいまの発表に対しまして、何かまだ発言したいとか思われる方もおいでと思えますけれど、とりあえずは、前段はこれで終わりとさせていただきますまして、これから約10分間休憩に入って、後段にと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

[休 憩]

○潮谷部会長

時間が来ておりますけれども、実はマイクの調子が、よくない状況です。それで、それぞれのお立場の皆様方は、私語をしばらくやめていただきまして、発表者のことに耳を傾けていただきたいと、思います。

それでは後半の部分をただいまから再開させていただきます。

事務局から、関係団体の方々のご出席の紹介、資料の確認等をお願いいたします。

○蒲原企画課長

それでは、会議の後半におきます自治体関係の団体の出席者をご紹介します。

ご出席をいただいておりますのは、まず全国知事会より鳥取県知事の平井伸治様でいらっしゃいます。

全国市長会より磐田市長の鈴木望様でございます。

全国町村会より添田町長の山本文男様でございます。

続きまして、後半の資料でございます。一度ご説明いたしましたけれども、お手元の資料の資料7、この横紙つきの大きな資料でございますけれども、これが全国知事会からの資料ということになってございます。資料8、これが全国市長会からの資料です。冒頭申しましたとおり、1枚紙が一番最後についてございます。これが全国町村会からの資料ということになってございます。

それぞれに資料がございますので、よろしく願いいたします。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、障害者自立支援法の見直しに関しまして、前半に引き続いて関係団体からご意見を賜りたいと思います。

後半の順番でございますけれど、平井知事、鈴木市長、山本町長からそれぞれご意見をお伺いしたいと存じます。後半の議事の終了ですけれど、意見交換を含めて、概ね16時30分ぐらいを予定しておりますので、皆様方、ご協力方よろしく願いいたします。

なお、それぞれの団体の方々に、1団体10分程度でお願いしたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、まず冒頭に知事会のほうからお願いをいたします。

○平井鳥取県知事

鳥取県の知事をしております平井と申します。

今日は、先輩知事の潮谷会長さんや堂本知事さんがおられる中で、新米知事が非常に緊張しながらやっておりますので、どうかお手やわらかに聞いていただければと思います。

鳥取県は鳥取砂丘で有名でございますけれども、今日は我々、霊在月と呼んでいまして、実は「ゲゲゲの鬼太郎」のふるさとが鳥取県でございます。水木しげる先生の生まれふるさとでございます、今の季節は、鳥取にいらっしゃいますとたくさんの妖怪たちがみんなのところまでまいります。もうこの会に飽きたら、飛行機に乗って鳥取のほうまで来ていただければと思う次第でございます。

今日は、地方団体のご意見を聴取していただくことに感謝を申し上げます。

後ほど、鈴木市長、山本会長のほうからもお話があると思いますが、知事会のほうからの問題意識をここで披露させていただきたいと思っております。

少し大き目の横長の資料7というのがございまして、ここにポイントが書いてございますから、またゆっくりと読んでいただければと思いますが、障害者自立支援法、施行されたその意気はよし、テーマはよしだと思います。障害者の方の自立をして、そして地域へ移行して、みんなと同じように、ノーマライゼーションの考え方で生きていこう。それを支えられるように、障害者の方もちゃんと仕事ができる、普通に暮らせる、それを目指そうじゃないか、その理念はいいと思うんです。問題は、ただその理念を実行するための仕掛けが細部にわたってできているかどうか。また、全国を通じて妥当し得る仕組みになっているかどうか。私たちは、これについてぜひ皆様のご高見で点検をしていただきたいと思っております。そして、正すべきところは正していただければ、私は日本型の世界に誇れる障害者福祉という世界ができるんじゃないかと思っております。ただ、現在は残念ながら不備な点がいろいろあるかと思っております。

1つ目に書いておりますのは利用者負担のことでございますが、負担軽減対策について、与党の考え方もあって、現在、緊急措置、特別措置が出されておりますが、こうしたことはぜひ継続をしていただきたいと思っております。

ただ、現在でも、障害者の方々などは、比較的所得の低い層の方が多いということもありまして、そんなに苦労はないんですけども、意外に障害児のほうは、親御さんのほうとか世帯のほうでの負担感がなお強いかなという声もまだございます。ぜひ点検をしていた

だければと思います。

利用者負担の問題につきましては、もちろん収入構造のほうも問題でありまして、年金の検討とか、あるいは職業の問題なども含めて一体的に考えていただきたいというのが1番目であります。

それから、2つ目でありますが、事業者の経営基盤について、これも正直、いろいろと問題が残されているだろうと思います。

21年4月の改定の中で、ぜひ全国レベルでの経営実態調査を踏まえて、サービスの質の向上だとか、現在介護人材などが職場離れを起こしておりますけれども、その根本にはやはり待遇の問題があろうかと思えます。

良質な人材の確保などにぜひ留意をしていただきたい。報酬改定に当たっては、十分な収入が確保されるようにしていただきたいと考えます。

私は、これについてひとつ申し上げたいんですけれども、今、地域間格差がいろいろと叫ばれるようになってきました。これは、経済の問題でよく言われるわけでありまして、福祉でも新たな地域間格差が起こりかけている。それが障害者自立支援法の仕組みがその引き金を引いているということを申し上げたいと思えます。

それは大都市、例えばこの霞が関で議論をしていて、この霞が関を中心とした首都圏で妥当する制度が例えば山陰の山の中で妥当するかどうか。それは必ずしもそうでないわけです。

例えば、小規模な作業所などがあります。20人からが対象となるようなことが、10人から知事特認で認めますよというふうに制度が変わりました。しかし、考えていただければいいと思うんですが、高齢者の介護制度であれば、高齢者の数は田舎に行くほど多い、山の中ほど多いということもありまして、それなりに対象者はいたわけでありまして、障害のある方ということになりますと、例えば確率論で考えていただければ、ある一定の確率で起こるとすれば、人口の希薄なところにはそれだけの人を集めて、例えば10人集めてサービスを提供するというのが本当にできるのかどうかということなんです。

これはやはりもう一度考える必要があると思うんです。このままいきますと、そうした人口規模がないところでは、障害者福祉ができなくなるということになりかねないわけでありまして、人数基準が余りにも厳格過ぎると問題を起こすのではないかと思います。

ですから、10人未満のところの小規模作業所も鳥取県でいきますと大体6割ぐらいは実は現在でもそういう作業所にならざるを得ないんです。一生懸命今取りまとめをして大きくしようとしていますが、それでも現状はなかなか困難だという声があります。

中山間地域に大都市と同じ基準を押しつけるのは、私はちょっと無理があるのではないかなと思いますので、そういうところも工夫の余地があるのではないかと思います。

障害者の程度の区分認定についてぜひ特性を知的障害、精神障害についても反映するようにはしていただきたい。

一次、二次で判定が狂うことが多いのが現場の混乱のもとにもなっています。この辺も

判定基準をぜひ考えていただきたいと思います。

そして、サービスの制限について、ケアマネジメントが介護保険では大幅に導入されていますが、障害者福祉の観点では、退院をしてこれから家のほうに帰る、地域に移行するとして、一定期間しかケアマネジメントが使えないということになっています。しかし、考えていただければいいと思うんですが、長く地域で生活をしようということ考えた場合に、やはり定期的にあなたはこういうサービスのほうがいいですよ。また、自分が受けているサービスに不満がある、疑問があるというときに、相談する相手がいない、ケアマネジメントが受けられないというのは、やや制度の中で不備があると思います。

ですから、指定相談支援事業者によるサービス利用計画作成費が広く利用できるようにすべきではないかというのがございます。

右のほうにまいりまして、4番目、施設入所と地域移行という観点です。

グループホームなどの充実をぜひ図っていただきたい。

それとあわせて、先般、私どもで子供さんの議会を開きまして、そのときに、養護学校の生徒さんが訴えるんですね。この方は身体障害の方でした。かなり重度でありました。この子は、ただ弁は立つものですからしっかりしゃべります。意見は言います。意見を言う中で、彼女が言ったことは、私だってひとり暮らしはしたい、このことです。ですから、グループホームとかケアホームがなぜ身体障害者に認められないんでしょうか、私は疑問がありますと。ぜひこういうことも考えていただければと思います。

それから、重症の心身障害者の地域移行の支援措置としての報酬加算、またケアホームなんかも、グループホームもそうなんですが、夜間の支援員、介護保険では、例えば痴呆性の場合など、広くやられるわけでありましたが、夜間、支援員が置けるだけの報酬が用意されていないわけでありまして。ですから、安心してグループホームとかケアホームを運営できないという実態があります。こんな現場の声も考えていただきたいと思います。

5番目に精神障害者の支援対策でありますけども、例えばJRに乗るとかいうこと。身体障害者であれば、手帳で割引があるのに、なぜ精神の方は自由に行動できないんでしょう。これはおかしいと思います。こういうことも関係者に働きかけを行っていただきたいと思います。

精神障害者が利用できる事業所を拡大して、社会復帰施設の新体系への移行、この辺は堂本知事が常に持論でおっしゃっていますけども、こうしたことも考えていただく必要があると思いますし、地域生活の支援事業について、これは国庫事業で補足的に市町村や都府県の裁量の幅の広い障害者支援の事業ができるようになっていきますけども、地域生活支援事業国家補助金、これは今年度も途中でどうもガソリンが切れるということになっているようでございまして、木倉部長にはぜひ予算を確保していただきたいと思うんですが、このたび補正予算を大型で組もうというんですしたら、この辺もしっかりと補正をしていただければありがたいと思いますが、この辺も毎年のようにその予算枠に不足を来して市町村や県が苦しんでおります。この辺も考えていただきたいと思います。

このほかにも、例えば障害者差別の法的支援とか、そういうことも必要だと思うんです。先般も別の養護学校の生徒さんが言っていましたけども、養護学校という言葉を出しただけで差別をされる世の中はおかしくないですか、こういうふうにおっしゃいます。私もそうだと思うんです。

やはり世の中の仕組みとして、障害者に対する目というものの、これに疑問を感じざるを得ません。千葉のように、それについて一定の条例の施策をとっているところもあります。鳥取県もそれを考えようかという検討も始まっていますが、本来は国全体で考えるべき施策ではないかと思います。

そのほか、就労支援として3点、福祉部門と労働部門の連携を強化してほしい、就労支援の人材育成を行ってほしい、発達障害者の就労支援を行ってほしいという点を示しております。

例えば、ハローワークでも障害者の就労支援を行う人、ハローワークで1人しかいません。できるわけがありません。ですから、何が起きているかといいますと、鳥取県の場合、鳥取県で支援員を雇って、その人たちが回って補充をしていくというのが実態です。これが労働行政なのかと思います。その辺も考えていただきたいと思います。

その他の障害者支援施策として、右側に書いてありますが、障害児のサービス体系、それから発達障害者の支援施策ということがあります。

例えば、児童デイサービスなんかもございます。先ほどと同じようなことがやはり人口希薄地域では起こります。10人をそろえれば児童デイサービスができます。しかし、10人そろえるのは結構大変です。少子化が進んでいる地域、過疎化が進んでいるところは少子化も進んでいます。子供を集めるのさえ大変なところで障害のある子供を10人そろえる。しかも、未就学児が7割以上いればこれだけの単価を出しますとなっております。2,000円も違うんですね。

その未就学児を10人中7人そろえるというのは無理です。むちゃなことを地方で強いるというのは私はおかしいと思います。

こういうことが障害者福祉についても地域間格差を生じるというところがありますから、制度に内在する問題ですので、手直しをしていただきたいと思います。

2枚目として、具体例を鳥取県の場合こうですよというのを示させていただきました。

時間になりましたので、ここで終わらせていただきます。後ほど、意見交換の中で補足があれば申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

鳥取県の実態をぜひおっしゃりたかっただろうと思いますが、割愛していただきまして、お礼を申し上げます。

引き続き、鈴木市長からお願いいたします。

○鈴木磐田市長

全国市長会の社会文教委員長を務めております磐田市長の鈴木望と申します。

都道府県と相当言いたいことがダブる面がありますので、なるべく簡単に言わせていただきたいなど。私のほうとしては、基礎自治体の立場から意見を言わせていただきたいというふうに思います。

障害者自立支援法の見直し等についてというペーパーに基づいて言わせていただきます。

まず、地域生活支援事業についてでありますけれども、地域生活支援事業にかかる予算、今、鳥取県知事のほうからご意見が出されましたけれども、これが予算措置であるということで、ぜひサービス利用者の公平性、継続性を確保するため、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な予算額を確保していただきたいということでもあります。

ご承知のことですけれども、市町村が実施主体となって行う地域生活支援事業に対しては、2分の1の補助率が定められております。しかし、予算補助であることから、実質的な補助率はこれよりも低くなっております。

地域生活支援事業を拡充すればするほど、市の負担が大きくなる、そういう現実であります。

これをほっておきますと、いわゆる財政力のある地域、市はどんどん厚くなる。そうじゃないところは薄くなるという地域におけるサービスに格差が生じるという点もあるわけでありまして、実態、私どもの磐田市を見てみましたら、平成19年度の国庫補助は45.2%の補助率ということで、2分の1は切っておりまして、どこが問題なんだということで、担当に聞いてみましたら、要するに、県が国庫補助金の配分調整を県で行う。県のほうで少ない補助金を何とか工面しなければいけないということで、比較的私どもの市は恵まれているので、その分、割を食っているんだということでありました。

ここら辺をぜひきちんとやってもらいたいということでもありますけれども、そういう中で、一つ、制度の確実な実施のために、地域生活支援事業のうち、5事業ほど必須事業ということになっているわけですが、これについては負担金制度というようなことにはできないかどうか。そこら辺を検討してもらえたらというふうに思っております。

2番目の施設整備に対する財政措置でありますけれども、障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備について、さらなる財政措置を講じていただきたいということでもあります。

特に、私どものところで、障害児支援につきましては、発達障害児支援法が17年4月1日から施行に伴いまして、発達障害児の支援が、いろいろと市民の方々から声高に、もう少し重要視しろというような声が出てきているというところでもあります。

そういった意味で、専門的な療育機能を持つ障害児通園施設や児童デイサービス施設の充実とともに、保育園等における障害児の受け入れの促進、また早期発見、早期療育の充実等について、ぜひご配慮いただければなというふうに思うわけでもあります。

施設の整備ということでありまして、施設入所者や精神障害者のうち、退院可能者の地域移行が計画をされているわけでありまして、地域での生活を支えるための一層の在宅サービスの充実強化が前提とされているわけですが、障害者の自己選択権が制限されることのないように、障害者施設の設備、運営に係る経費をぜひ充実をしていただきたい、そのように言わせていただきます。

次に、報酬の見直しについてであります。報酬についてはもう私があれこれ言うまでもございません。マスコミ等でもいろいろ指摘もされておりますように、ぜひ事業所の安定的な運営が確保されるよう、地域における利用者の公平性や利用実態を十分踏まえ、適切な内容となるように配慮をしていただきたいということでもあります。

施設、グループホーム等の事業者は報酬単価が低いため、大幅な減収による経営破綻が危惧されるなど、大変厳しい状況に置かれております。

また、居宅介護事業においても事業者からは、報酬単価が低く、ホームヘルパーが確保できないため、サービスが提供できないという声が上がっております。さらに、山間部の事業所では、サービスエリアが広域にわたり移動に時間がかかるため、現在の報酬単価では経営が成り立たないところも存在するわけでもあります。

その当然の帰結として、各事業所では、人件費削減等に対応しているために、福祉人材不足等を招くとともに、障害者に対するサービスの質の低下や安全性の確保が困難になるなど、地域移行を掲げる障害者自立支援法の趣旨に反し、基盤整備に大きな影響が出ている、このことを指摘せざるを得ないと思っております。

次に、足早で申しわけありません、自立支援法施行後、3年目の見直しということで、4点ほど掲げさせていただきました。

まず、今後の制度変更につきましては、地方の意見や実情を十分踏まえるとともに、国民の理解と信頼が得られるよう周知の徹底に必要な準備期間を十分に確保していただきたいということでもあります。

また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財政措置を講じていただきたいということでもあります。

特に、国の都合による制度変更については、地方に負担転嫁することなく、国の責任において万全の財政措置を講じていただきたいということを強く訴えたいと思います。

これまでの福祉政策の見直しに共通する点としましては、制度設計から実施に至るまでの期間が非常に短い傾向にある。さらに、国からの情報提供、周知が大変に遅いということでもあります。このことによりまして、地方がしっかりと準備する期間が持てないために、制度の周知、対象者のご理解、そしてその延長線上にある実施に私ども大変苦慮しているところでもあります。

このことは、後期高齢者医療制度事業のときに顕著であったわけでありまして、障害者自立支援法も例外ではございません。円滑施行特別対策、2006年12月、緊急措置、2007年12月で、そのことについては私ども非常にありがたいという面もあるわけでありまして、

これらの対策措置等につきまして十分な準備期間がなかったことから、大変苦慮したところでございます。

このようなことが、結果的に国民に対し無用の混乱や不安を与えることとなりましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

また、障害者自立支援法は、他の福祉制度と同様、たび重なる制度変更等に伴い、地方はシステム改修や事務処理等に多大な労力と経費が費やされたわけでありまして、今後、国の都合による制度変更については、地方に負担転嫁することなく、国の責任において万全の財政措置を講じることを強く求めます。

これが大体、全国共通の市長会の意見ということでありまして、私もこの場に出させてもらうということで、職員を集めて、今何に一番問題意識を抱いているのかということとヒアリングをしてみましたところ、この知事会の中で、障害程度区分認定に関わることでありますが、一部負担についてはほとんど問題がなくなったという認識です。

一方で、どの程度のサービスを提供していいのかわかるか、これが非常に人によって差がある。また、親御さんによって言い分に違いがあるということで、そこら辺に非常に苦慮しておる。

場合によっては、どんどんサービスの提供量が多くなって、行く行くは制度の崩壊につながっちゃうんじゃないのかなというような危惧感を覚えるというふうに言った職員もおりました。

そういうことで、私ども、障害程度区分5、6の方に対するサービスの提供ということについては、ケアマネジャーにケアプランをつくってもらって、それに基づいてどの程度のサービスを出すかというようなことを市単でやっております。ぜひ、利用者負担の問題と一つ対になる問題じゃないのかなと思うんですけども、ケアマネジメントの制度の中に組み入れるというようなことも検討してみたらどうかというのが1点私としては職員のほうから言われてまいりました。

また、私自身も実際ちょっと見て回ろうということで、磐田市に小規模作業所が7カ所あるわけですが、7カ所を全て訪問してみたわけですが、この障害者自立支援法の自立支援とか就労移行支援とかという法律の理念はよしとするものでありますけれども、改めて実態と実情の乖離を痛感せざるを得ないということでもあります。

実態は、私どもいろいろ行かせてもらいましたけれども、例えば、何々ちゃんはまだ来ていないよとか、来ても、どうも今日は余り作業をやる気がないから、隣の部屋で寝ているよとか、そんな感じなわけです。

ですから、作業所であっても、実態は障害者の居場所、指導員さんも障害者の心のケアというか、優しく励まし合って、ともに暮らしていこうと、そういう意味での指導員の役割は立派に果たされているわけですが、果たして就労移行支援だとか、効率的な作業の手順を教えるだとか、そういうことに適しているのかどうかという観点からすると、そういう感じは受けないということでもあります。

また、そういった小規模作業所とか、そういうもので親御さんが何を期待しているかという、そういうところで自分が年老いても、自分の子供がちゃんと地域の中で守られて暮らしていける、そういう将来に対する不安感の払拭みたいなものが大きいのではないのかなというふうに思うわけでありまして、自立支援法の趣旨やよし、理念はいいわけですがけれども、しかしながら実態とはこういうものですから、こういう実態を十分に配慮していただきながら、自立支援法の見直しというものをゆっくりと実態にちゃんと配慮しながらやっていくということが極めて重要じゃないのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、山本町長のほうからよろしく願いいたします。

○山本添田町長

もう知事さんと市長さんが詳しくお話をしましたので、いつも町村は最後ですから、申し上げるところは全部前の方が話していただくものですから、ある意味では、損をしたり得をしたりするんです。

それで、私のほうは、そういうことを考えて、項目ごとに書いてありますことを提出しておりますから、もうああいう長たらしい話は私はいたしません。結論を先に申し上げます。

今のこの支援法は十分なものとは言えません。これは町村の立場から申し上げるんです。ですから、この子供のことなんです、それぞれの発展段階に応じた支援の必要性の判断とか、それから利用機関をどうするのかとか、それから虐待を受けている児童のそういう世帯の人たちへの対応など、現在の町村の体制ではそういうことはできません。町村のやるだけの力がありません。それを最初に申し上げておきますので、非常に難しいんです。難しいけれども、決められてありますから皆さん努力をしているところでございます。

また、専門的な知識を有している人材の確保、これがまた難しいんです。これはもうご承知のとおりだと思いますが、これらの問題は、どうこれから解決していくかということが大きな課題になっております。

ですから、これから町村の意見をよく聞いてください。こういうようなところで、代表が来て言ったから、町村の意見は十分聞きましたというのが委員会のいつもの在り方なんです。私はいつも委員会に自分が出ておるときに、そんなことで代表の意見を聞いたからそれでいいというふうに思ったことは一度もありません。ここが私は抜けている、言うならば、法制度をつくるときの大きな欠点になっていると思いますので、どうぞひとつ弱者は一体だれなのかというのを検討していただいて、弱者の意見を十分聞く、こういうやり方をさせていただければなど、そういうふうに思います。

嫌なことを最初に申し上げます。

それで、あと、差し上げておりますので、文書を見ていただければいいと思いますが、要するにどういうことが問題なのかということを私なりにまとめました。

結局、障害者に負担をさせることそのものが間違っていると思いますよ。だから、負担をしなさいというのはいいかもしれませんが、それは当然そういうことを言いたくなることは分からないでもありませんけれども、障害者の人たちに負担をしなさい、これをこの今の3年前につくった法律のときも、この負担はきちんと書いてあるんですね。だんだん変わってきて、ああでもない、こうでもなくて、少しそれが軽減されてまいったようですけども、障害者の人たちをああいいう意味では、一般社会人と同じような生活をしていただかなきゃならんわけですから、それを負担しろということそのものが難しいと思うんです。

立ち上がってから、そしてその収入を得るということであって、後に負担をするということであればいいんですが、しかしこういう支援を行う間にその負担をしろというのは少し考え過ぎじゃないかなと、そういうふうに思いますんで、これらについてまず考えていただくことが1点目です。

それから、事業をやる、こういう障害者の皆さんでいろいろなことをやっていきますが、これらのことをやらなければならないのは十分わかっておりますが、その場合、この貧乏な、しかも小さな力しか持っておらない町村に負担をかけてまで実施をするというのは間違っていると思いますよ。

町村というのは、そんな、言い換えますと、満足し得るような事業をやれるだけの力はありません。あるところもありますよ。全体の1,000からあります町村の数の中で、それはそれだけの力のあるところもあります。これは全体の3割ぐらいいはあるんじゃないかと私はいつも思うんですけども、あとの7割強のそういう町村はその力がありません。

ですから、そういう町村に負担をかけるようなことで、事業費を持って、そしてやれというようなやり方はやめるべきだと思います。ぜひひとつそういう点については改正をしてください。お願いをしておきたいと思います。

それからもう一つは、施設がありますが、施設の職員が専門家でなければなりません。専門家がだんだん先細りで少なくなっているんですね。職員の確保というものを、これは町村がやるという、とてもそれはできるものではありません。

ですから、そこら辺りはどういうふうにしたら確保できるのか、あるいはどういうふうにして養成をしていくのかということなどを考えることが必要じゃないでしょうか。そういう点が抜けているような気が私しますんで、ぜひひとつ委員会のほうでご検討をお願いしたいと思います。

それから、次でございますが、この制度を見ても、確かにあれもこれもという中途半端なものばかりなんです。厚労省の人が来ておらんからいいようなものですけども、ほとんど抜けているんです。ですから、きちんとした制度、対策をつくることが必要じゃないですか。だから、中途半端なものでございまして、障害者のほうの人たちは決して満